

平成17年度 不納欠損額の内容と理由に関する調べ

担当課: 市民税課

(単位:円)

款	項	目	節	不納欠損額	名称	内容			理由	
1	1	1	1	47,118	個人市民税(現年課税分)	(5年時効)	(停止3年)	(即時消滅)	督促、催告、臨戸徴収を実施し、再三にわたり納税指導を行ったものであるが、地方税法第18条第1項に規定される5年間の時効による徴収権の消滅に該当するもの並びに同法第15条の7に規定される滞納処分の停止3年継続による徴収権の消滅及び納税義務の即時消滅に該当するものを不納欠損処理したものである。	
			2	15,112,189	個人市民税(滞納繰越分)	737件 232人	113件 37人	101件 31人		
	2	2	2	1,538,100	法人市民税(滞納繰越分)	28件 28社				
			1	294,754	固定資産税(現年課税分)			14件 4人社		
	2	2	2	11,299,887	固定資産税(滞納繰越分)	358件 110人社	224件 59人社	56件 17人社		
			3	1	1	4,000	軽自動車税(現年課税分)			
	2	623,200			軽自動車税(滞納繰越分)	151件 151人社	43件 43人社	2件 2人社		
	5	1	1	1	42,846	都市計画税(現年課税分)				14件 4人社
				2	1,621,355	都市計画税(滞納繰越分)	358件 110人社	224件 59人社		56件 17人社

平成17年度 不納欠損額の内容と理由に関する調べ

担当課: 介護福祉課

(単位:円)

款	項	目	節	不納欠損額	名称	内容	理由
12	1	1	2	398,200	老人福祉費負担金		
					・老人ホーム入所者負担金(過年度分)	平成15年度 390,600円・・・1人(6件)	利用者本人の死亡(H17.4.17)及び相続人が相続放棄の手続きを行い、今後の負担金徴収が不可能なため不納欠損とする。
					・高齢者等配食サービス事業利用者負担金(過年度分)	平成15年度 7,600円・・・1人(1件)	利用者本人の死亡(H17.4.17)及び相続人が相続放棄の手続きを行い、今後の負担金徴収が不可能なため不納欠損とする。

平成17年度 不納欠損額の内容と理由に関する調べ

担当課: 児童福祉課

(単位:円)

款	項	目	節	不納欠損額	名称	内容	理由
12	1	1	3	467,000	保育園保育料	保育園滞納繰越分(平成12年度以前分) 2件	督促状及び催告状により、保育料未納者整理を、継続的に実施しているが、転出先不明等により、地方自治法第236条第1項による5年が経過したため。

平成17年度 不納欠損額の内容と理由に関する調べ

担当課: 学校教育課

(単位:円)

款	項	目	節	不納欠損額	名称	内容	理由
12	1	3	4	2,120,320	給食費負担金(滞納繰越分)	平成15年度以前の給食費滞納繰越分 (75件)	臨戸徴収等を実施し、納付指導を行って来たが徴収困難なため、民法第173条第1項第3号により不納欠損処分したものである。

平成17年度 不納欠損額の内容と理由に関する調べ

担当課: 国保年金課 (国民健康保険特別会計)

(単位:円)

款	項	目	節	不納欠損額	名称	内容	理由		
1	1	1	1	45,400	一般被保険者国民健康保険税 医療給付費 現年課税分	(5年時効) (停止3年) (即時消滅) 401件 38件 33件	督促、催告、臨戸徴収等を実施し、再三に わたり納税指導を行ったものであるが、地方税 法第18条第1項に規定される5年間の時効に よる徴収権の消滅に該当するもの、同法第15 条の7に規定される滞納処分停止3年継続 による徴収権の消滅及び納税義務の即時消 滅に該当するものを不納欠損処理をしたもの である。		
				5,800	一般被保険者国民健康保険税 介護納付金 現年課税分	34,053,879 5,326,900 3,718,000			
				40,980,790	一般被保険者国民健康保険税 医療給付費 滞納繰越分				
				1,259,389	一般被保険者国民健康保険税 介護納付金 滞納繰越分				
			2	3	801,100	退職被保険者等国民健康保険税 医療給付費 滞納繰越分			
					6,300	退職被保険者等国民健康保険税 介護納付金 滞納繰越分			
				4					

平成17年度 不納欠損額の内容と理由に関する調べ

担当課: 下水道課

(単位:円)

款	項	目	節	不納欠損額	名称	内容	理由
2	1	1	2	1,967,196	下水道使用料(滞納繰越分)	平成12年度 滞納件数376件	滞納者に対し督促、催告等の対応を行ってきたところであるが、転居先不明等により、収納が困難であるため、地方自治法第236条第1項の規定により不納欠損処分としたものである。

平成17年度 不納欠損額の内容と理由に関する調べ

担当課: 国保年金課 (介護保険特別会計)

(単位:円)

款	項	目	節	不納欠損額	名称	内容	理由
1	1	1	3	2,136,320	普通徴収保険料(滞納繰越分)	平成13年度 5件 92,650 平成14年度 12件 200,200 平成15年度 78件 1,843,470	督促状、催告書、臨戸徴収等を実施し、再三にわたり納入指導を行ったものであるが、介護保険法第200条第1項に規定する2年の時効完成に該当するものを不納欠損処理したものである。